

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（抜粋）

（平成24年4月13日国会提出）

第三款 国有資産等に関する分野

（未利用又は利用の程度が低い国有地等の売却等及び国庫納付の活用に係る措置）

第二十二條 未利用又は利用の程度が低い国有地（国家公務員の宿舍の削減に伴うその跡地を含む。）その他の国の保有する資産（株式を除く。）及び独立行政法人の保有する資産については、平成二十八年度末までの間に、売却、運用その他の措置（以下「売却等」という。）による収入の合計額が五千億円以上となることを目安として、不動産市場の動向等を踏まえつつ、必要な措置を講ずるほか、独立行政法人通則法第四十六条の二第一項から第三項までの規定による国庫への納付を活用するものとする。